

# 琉球大学学術リポジトリ

日台法学研究シンポジウム第5回大会及び琉球大学  
「学生の中国語能力向上を通じた就業環境整備に関する教育推進事業」シンポジウムについて

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学人文社会学部・琉球大学大学院法務研究科 公開日: 2020-06-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 戸谷, 義治, Toya, Yoshiharu メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/46066">http://hdl.handle.net/20.500.12000/46066</a>

## 日台法学研究シンポジウム第5回大会及び琉球大学 「学生の中国語能力向上を通じた就業環境整備に関する 教育推進事業」シンポジウムについて

戸谷 義治

### 1. はじめに

今回、琉大法学に掲載する各論文は、平成31年1月12日に本学人文社会学部において開催された、日台法学研究シンポジウム第5回大会と「学生の中国語能力向上を通じた就業環境整備に関する教育推進事業」シンポジウムの合同シンポジウムで行われた報告の一部である。

シンポジウムは、日本台湾法学研究会（代表：児玉弘・佐賀大学経済学部准教授）と琉球大学との共同で主催され、佐賀大学経済学部と科研費（若手B）「企業倒産における労働者の利害調整の実態に着目した人員整理に関する比較法的研究」プロジェクト（代表：戸谷義治・本学人文社会学部准教授）の共催、また日本と台湾との交流窓口である公益財団法人日本台湾交流協会の後援の下に開催された。

また、このシンポジウムは琉球大学平成30年度戦略的教育支援等推進経費（教育等プロジェクト推進経費）として採択された、「台湾における法律系学生交流事業と学生の中国語能力向上を通じた就業環境整備に関する教育推進事業」の一部として開催されたものである。なお、同事業は本シンポジウムの開催とあわせて琉球大学の法律系学生を台湾に派遣して、現地学生との研究会開催を含む交流事業や、裁判所等の視察を行う台湾研修を主たる柱とし、台湾研修については、日本学生支援機構平成30年度海外留学支援制度（協定派遣）の採択による「日本・台湾の法学系学生交流プログラム」として給付型奨学金を受けつつ、琉球大学人文社会学部が幹事校となり、東京大学東洋文化研究所及び佐賀大学経済学部と合同で実施したところである。

## 2 シンポジウムの概要

シンポジウムは、下記の通りに開催された。なお、肩書きなどについては、開催当日のものである。

### ○開会行事

司会：戸谷義治（大会委員長・琉球大学准教授）

- (1) 開会の挨拶：児玉弘（日本台湾法学研究会代表・佐賀大学准教授）
- (2) 開催校挨拶：渡名喜庸安（琉球大学理事・副学長）
- (3) 基調講演：遠藤真澄（那覇家庭裁判所長）

### 第一部 日本・台湾の法学研究最前線

#### 第1セッション

家族法部会……日本・台湾・沖縄の相続と法

- (1) 黄詩淳（台湾大学法律学院准教授）  
台湾における相続法改正の動向と課題
- (2) 石綿はる美（東北大学大学院法学研究科准教授）  
相続法改正を考える－配偶者居住権を中心に－
- (3) 新垣隆顕（沖縄税理士会副会長）  
日本における相続税の概要
- (4) 張子弦（北海道大学大学院法学研究科助教）  
中小企業の事業承継の実態と対策－家族企業の廃業・倒産を防ぐ支援方法－

コメント：武田昌則（琉球大学大学院法務研究科教授）

#### 第2セッション

社会法部会……日本と台湾における労働・社会立法の動向

- (1) 邱駿彦（中国文化大学法学院教授）  
台湾における労働時間法制の最新修正について
- (2) 王能君（台湾大学法律学院准教授）  
台湾における集团的労働法分野の最新状況について

(3) 何宗霖（桃園地方法院判事）

台湾における「労働事件法」案の紹介

(4) 高田清恵（琉球大学人文社会学部教授）

介護保険法改正の動向と老人福祉施設

コメント：早川智津子（佐賀大学経済学部教授）

戸谷義治（琉球大学人文社会学部准教授）

## 第二部 東アジアビジネスで求められる法律家像

趣旨説明：清水一成（琉球大学大学院法務研究科長）

○李明峻（新台湾国策智库執行長）

台湾の法学教育における国際法、外国法や外国語授業の状況

コメント：菅原寧格（北海学園大学法学部教授）

鄭明政（国立勤益科技大学日本研究センター執行長・助理教授）

### ○閉会行事

・閉会の挨拶

## 3 シンポジウムの趣旨

今回のシンポジウムは、前半を学術セッションとして特に家族法及び社会法に充てた。今回収録される論文は家族法部会で報告されたものである。

後半は教育セッションとし、東アジアビジネスと法律家をテーマに実施された。

今回のシンポジウムの趣旨とするところは以下の通りである。

### (1) 東アジア法研究・教育の必要性

第一は、東アジア法研究の重要性そのものが高まってきているということである。

これまで我が国の法学研究・教育は、明治以降の大陸法（フランス法やドイツ法）を経受し、発展させてきた法制度を前提に実施されてきた。そのため、その基本はローマ法形成以来連綿とヨーロッパ（大陸）で引き継がれてきた法

学に基礎を置くものであったといえる。我が国の法制度そのものは本質的に大陸法を基礎とするという点で変化はなく、その点で大陸法的教育の継続が極めて重要であることに変わりはない。

しかし、同時に、まさに日本・沖縄の近隣である東アジア地域、もしくは中国語圏（この場合にはシンガポールやマレーシアなど華僑が指導的立場にある国・地域も考慮対象となる）の経済的発展とそれに伴う法整備の進展は目を見張るものがある。法学の分野においても従来からの大陸法に基礎を起きつつも、アジア法に目を向けることが必要になっている。

このことは、本学が「地域特性に根ざした国際性豊かなアジア・太平洋地域の卓越した教育研究拠点大学」を目指すべき将来像とし、殊に「アジア・太平洋地域との連携を中心として世界に開かれた大学」を標榜するところからも明らかである（中期計画）。教育の観点から見ても、公務部門をはじめとして地域に根ざしつつ国際社会に目を向けることのできる人材を輩出しようとする法学専攻において、従来からの大陸法や英米法、更には近代化の比較的早かった日本法の影響を受けつつも独自の発展を示しつつある東アジア法について学生の興味を向けることが重要となっている。

## （2）東アジアに対応する人材需要把握の必要性

第二は、東アジアの興隆に伴って、それら地域とのビジネス法務を担える人材像を見いだすことが必要になっているということである。

琉球王朝時代から「万国津梁」として東アジア貿易の一大拠点であった沖縄は、その地理的利点から、海だけでなく、今日では空の輸送拠点としてもその重要性を増している。そうした中で、中国語文化圏との貿易は増加の一途をたどっており、そのことはそうした地域との取引における法的リスクを管理する人材の需要を喚起していることを示している。

「チャイナ・リスク」という語にも象徴されるように、政治的状況や文化的背景を異にする国・地域との取引においては、概ね均質な主体による国内取引よりも一層法的リスクの管理が緊要となる。

また、いわゆる中国語文化圏は、中国や台湾にとどまらず、中国の一部でありながら異なる法体系にある香港やマカオ、また華僑が多く移住し大きな影響

力を持っているマレーシアやシンガポールなど広範な地域である。

こうした、必要性の大きさにもかかわらず、琉球大学に限らず日本国内の法学教育を実施する大学は必ずしも、これら中国語文化圏とのビジネス法務の分野において、積極的な対応を取っておらず、そもそも具体的な人材需要の形を正確には捉えられていないのが現状である。

これは、上記の通り、欧米以外の法制が我が国法学研究において重要視されてこなかったという学術的背景によるところも大きいものと思われるが、企業において具体的に求められる人材像を明らかにすることが緊急の課題と言える。

特に、本学法科大学院や学部の法学教育組織は、狭い意味での法律専門家、すなわち法曹だけでなく、広く公務部門や民間部門に人材を輩出している。そうした中であって、新たにその卒業生が活躍できる場を提供することとなる。

その第一段階として、日本及び台湾の研究者や実務家も集まるシンポジウムにおいて、企業担当者からも報告を受けつつ、議論をすることが極めて重要である。

#### 4 終わりに

今回のシンポジウムは、50人以上の参加を得て、盛況のうちに議論が行われた。

今後、大学における国際交流の資金は必ずしも潤沢とは言えないが、東アジアにおける法制度の研究及び教育の重要性は、増大することはあっても減退することは想定できない。

このシンポジウムが、これからの琉球大学が東アジアにおける法学研究の要として、一層交流を進展させる第一歩となれば幸いである。

なお、収録論文の民事法部会に関しては、次の武田教授の解説に委ねることとしたい。

